

「1者応札、1者応募」に係る改善方策について

当機構では、平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、企画競争など、より競争性の高い契約方式への移行を推進してきているところであるが、一般競争入札や企画競争を実施した結果、1者応札、1者応募となっているものもある。

このため、実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を進めているところである。

1. 公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上確保しているが、入札参加のための準備期間をさらに確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するように努める。

2. 仕様書

仕様書の作成については、新規参入希望業者でも入札に参加できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に設定するように努める。

3. 応募要件

入札参加資格等の応募要件については、これまでも競争を事実上制限することのないよう設定しているところであるが、今後とも引き続き、競争を制限することのないよう十分留意する。